

MOX燃料加工施設との接続に係る変更

- (1) MOX燃料加工施設へのMOX粉末（混合酸化物貯蔵容器）の払い出し
再処理施設のウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋とMOX燃料加工施設の洞道を接続し、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋に一時保管しているMOX粉末（混合酸化物貯蔵容器）を、搬送台車を用いてMOX燃料加工施設へ払い出しできるようにする。（下図参照）
- (2) MOX燃料加工施設への電力の供給
再処理施設の電気設備（第2ユーティリティ建屋内に設置）より、専用のしゃ断器を介してMOX燃料加工施設へ給電できるようにする。
- (3) MOX燃料加工施設から発生する放射性雑固体廃棄物の貯蔵
MOX燃料加工施設から発生する放射性雑固体廃棄物を再処理施設の第2低レベル廃棄物貯蔵建屋に貯蔵できるようにする。
- (4) MOX燃料加工施設の排水口からの廃液の受け入れ
MOX燃料加工施設の排水口からの廃液（放射性物質の濃度が法令に定める周辺監視区域外の濃度限度以下）を、再処理施設の低レベル廃液処理建屋の第1放出前貯槽に受け入れ、再処理施設の廃液とともに海洋放出できるようにする。

